

高崎市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条に基づき、高崎市鳥獣被害防止計画（法第4条第1項の規定により定める本市の被害防止計画をいう。以下「防止計画」という。）の被害防止施策を適正に実施するため、高崎市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(実施隊員)

第2条 高崎市鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市内に居住する者であつて、防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）

(2) 市の職員

(任期)

第3条 実施隊員の任期は、委嘱を受けた日から3年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(編成)

第4条 実施隊は、次の構成による連合体として編成し、定数は150名以内とする。

- (1) 高崎地区実施隊
- (2) 倉渕地区実施隊
- (3) 箕郷・群馬地区実施隊
- (4) 新町地区実施隊
- (5) 榛名地区実施隊
- (6) 吉井地区実施隊

2 前項第1号から第6号に掲げる実施隊は、隊長及び必要に応じた職務を設けるものとし、その編成規定は各隊で設けるものとする。

- 3 各隊の隊長は、市長の指示を受けるとともに、群馬県農林水産業関係機関及び隣接市町村（以下「関係機関」という。）との緊密な連携を図りながら、情報を収集し各隊を統括する。

（職務）

第5条 実施隊員は、次に掲げる職務を行う。

- （1） 鳥獣の捕獲、防護柵の設置に関すること。
- （2） 防止計画に基づく被害防止施策に関すること。
- （3） 市長の指示により、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体及び財産にかかる被害を防止にするため緊急に行う必要があること。
- （4） 関係機関との綿密な連携及び情報の共有化を図り、鳥獣の個体数調整及び生息状況の調査に関すること。
- （5） 実施隊員相互の連携及び情報の共有化に関すること。
- （6） その他市長が実施隊の任務として必要と認めた事項。

（服務）

第6条 実施隊員は、前条の職務を行うため、防止計画に基づき、隊長の招集に応じて、その任務に従事する。

- 2 実施隊員は、前項の場合のほか、緊急の必要があると認められる場合には、市長の指示により、速やかにその任務に従事しなければならない。
- 3 実施隊員は、前2項の規定により服務したときは、速やかに隊員日誌（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（連絡調整）

第7条 市長は、実施隊の適正な運用を図るため、関係機関との連絡を密にし、その効率を高めるよう努めるものとする。

（庶務）

第8条 実施隊に関する庶務は、農政部農林課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第 6 条関係）

隊員日誌

年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分	天候	
隊員名		
捕獲鳥獣又は採取する鳥獣の 卵の種類及び数量	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ ハクビシン・アライグマ カラス・カワウ	
捕獲又は採取の目的	有害鳥獣捕獲	
捕獲又は採取の区域		
捕獲又は採取の方法	くくりわな・箱わな・囲いわな・銃器	
捕獲等又は採取をしようとする 場合は、その場所の位置、 名称及び理由		
銃器を使用する場合は、鉄砲 所持の許可証の番号及び交付 年月日		